

研修

「行政による滞納処分とその救済」

～「貧困」・「格差」という観点から～

人権擁護委員会格差問題部会では、毎年、貧困や格差から生じる問題をテーマに研修会を実施しています。

今回は、急増する自治体の債権回収（滞納処分）について取り上げます。

本来最低限の生活費として、残されるべき財産まで差し押さえる処分が横行しています。生活保護利用者への分納強要や差押禁止財産の入金口座の差押などは果たして許されるのか、適正な手続なのか。

この問題の最前線に立って取り組んでいる佐藤靖祥弁護士と山口一秀氏を講師に招き、市民や生活保護利用者・生活困窮者の生存権保障の立場から、滞納処分の基礎知識と、通知や関係法令、判決などについて解説いただきます。

1. 日 時 **2019年3月27日（水）18:00～20:30**

2. 場 所 **弁護士会館5階502号室**

3. テーマ **「行政による滞納処分とその救済」**

4. 講 師

(1) 佐藤靖祥弁護士（仙台弁護士会）

「役所からの差し押さえにはこう闘え！」

(2) 山口一秀氏（中央社会保障推進協議会事務局長）

「許されません！ 苛酷・過剰な税金の取り立て～相談事例から」

（回 答 書）

3月27日（水）研修会「行政による滞納処分とその救済」に出席します。

お名前 _____（登録番号： _____）

当 委 員 会 東京弁護士会 人権擁護委員会

問い合わせ先 東京弁護士会 人権課 須賀川 FAX：03-3581-0865